

第3回八街市農業委員会総会

平成26年3月19日

八街市農業委員会

平成26年第3回農業委員会総会

平成26年3月19日午後3時00分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 森 邦央 | 8. 鈴木勝雄 | 15. 井口政直 |
| 2. 長谷川英雄 | 9. 岩品要助 | 16. 中川利夫 |
| 3. 武藤 功 | 10. 栗原十三男 | 17. 井野 基 |
| 4. 宮部 操 | 11. 関口芳秀 | 18. 石井とよ子 |
| 5. 赤地達雄 | 12. 小山優一 | 19. 関端 旭 |
| 6. 内藤富夫 | 13. 飛田育男 | 20. 菅野喜男 |
| 7. 林 和弘 | 14. 瀬山哲信 | 21. 三須裕司 |
| | | 22. 川野 繁 |

2. 欠席者

なし

3. 事務局

事務局長	麻生和敏	主査補	森 政幸
主査	菅沼邦夫	副主査	浅井久子

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
議案第5号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認
について
議案第6号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認について

5. その他

- 報告第1号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

○麻生事務局長

開会を宣す。（午後3時00分）

○川野会長

皆様におかれましては、大変公私ともにお忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

平成26年第3回総会にあたり、今月の案件につきましては、農地法第3条、4条、5条、本体で15件、農用地利用集積計画の承認21件、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案の承認1件、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画案の承認1件、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知1件、合わせまして、総件数で39件が提出されております。慎重審議をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席人員は22名です。したがって、この総会は成立いたしました。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いいたします。麻生局長、お願いいたします。

○麻生事務局長

それでは、会務報告をいたします。

2月27日木曜日午前10時から、転用事実確認、現地調査を実施し、担当委員、関端部長、赤地委員、菅野委員出席のもと実施いたしました。

3月5日水曜日午後1時30分から、転用事実確認、現地調査及び農地パトロールを実施し、担当委員としまして林委員、関口委員出席のもと実施いたしました。

3月13日木曜日午後1時30分から、部会案件はありませんでしたが、転用事実確認、現地調査を実施し、担当委員、森委員、岩品委員、内藤委員、飛田委員出席のもと実施いたしました。

3月17日月曜日午前9時30分から総合福祉保健センターにおいて、北総中央用土地改良区総代会に川野会長が出席いたしました。

3月17日月曜日午後3時からJA八街支所において、平成25年度第2回農家組合連合会会長会議に川野会長、また、事務局から私、麻生と菅沼が出席しております。

以上で会務報告を終わります。

○川野会長

次に、議事録署名委員の選任でございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川野会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号2番の長谷川委員、3番の武藤委員をお願いいたします。

次に、議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、贈与、所在、四木字西四木、地目、畑、面積1,236平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大したい。義務者事由、農業をしていないため、農地を譲り渡したい。

番号2、区分、売買、所在、根古谷沢ノ台、地目、畑、面積1,937平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2,446平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大したい。義務者事由、農業をしていないため、農地を売却したい。

番号3、区分、賃貸借、所在、沖字中沖、地目、畑、面積1,988平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積6,996平方メートル。権利者事由、新規で農業経営を始めたい。義務者事由、酪農経営に専念するため、利用予定のない所有農地の一部を貸し付けたい。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。1番、関端部長、お願いいたします。

○関端部長

それでは、議案第1号、1番について、農地法第3条に係る調査報告を行います。

当該申請地は、申請地の隣接に居住している権利者が農業経営の規模拡大のために、義務者から贈与により農地の権利を移転するための申請であります。

次に、申請地の位置ですが、市役所より南の方に6キロメートルぐらい。現況はきちんと耕作されておりまして、進入路につきましても市道より入れますので問題はありません。

次に、農地法第3条第2項の調査基準に適合するか否かについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、耕運機1台、トラクター3台、トラック1台。労力につきましても、世帯員6名、農作業に従事できる人数は4名です。年間の農業従事日数につきましても、平均して350日。また、技術力もあり、面積要件につきましても、下限面積の50アールをクリアしております。

現在所有している農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間に農業経営規模を縮小させるような行為を行った事実はありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用確保についても支障はありません。

次に、営農計画ですが、落花生を作る予定だそうです。通作距離は、自宅から自分の所有地のすぐ一角にありますので、何ら問題はありません。

以上の内容から、権利者及び世帯員が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めて全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は、農地法第3条第2項の許可基準を全て満たしていると判断いたしました。

以上、報告を終わります。

○川野会長

次に、2番、飛田委員、お願いいたします。

○飛田委員

議案第1号、2番、農地法第3条申請に係る調査報告をいたします。

当該申請は、申請地の近隣に居住している権利者が農業経営の規模を拡大するために農地の所有権を移転するための申請であります。

申請地につきましては、市役所より西方へ約8キロメートル、境界は境木を植えております。現況は耕作されておまして、進入路は農道にて確保されております。

次に、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター2台、耕運機2台、コンバイン1台、乾燥機2台、軽トラック2台です。労働力は、権利者及び世帯員が3名で、常時雇用者はおりません。年間作業従事日数は、権利者本人が210日、世帯員が平均180日です。また、技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールをクリアしております。

現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地などの農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他の資料といたしまして、営農計画は、里芋を作付する予定であり、出荷先は市場などで、通作距離は車で10分だそうです。

以上の内容から、権利者及び世帯員などは権利取得後において耕作に必要な農作業に従事し、申請地を含めた全ての農業について効率的に利用すると認められますので、本案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

○川野会長

次に、3番、林副部長、お願いいたします。

○林副部長

それでは、議案第1号、3番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告いたします。

当該申請は、酪農経営に専念するため耕作しない農地を貸し付けたい義務者と、新規で農業経営を始めたい権利者による賃貸借権を設定するための申請であります。

申請地の位置でございますが、市役所より南へ8キロメートル地点、境界は石杭を確認いたしました。現況は採草放牧地、進入路は市道に面し、確保されております。

次に、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、2トントラック1台で、その他トラクターと耕運機は知人から借りるとのことでございます。労働力は、権利者と家族で3名、雇用者はおりません。年間従事日数でございますが、権利者が350日、家族が平均200日です。また、権利者は農業関連の会社で働いており、農作業の経験はあるそうです。また、義務者の親類がその会社の社員で、今回の話もその方が仲介に入っており、当面は権利者に協力していくとあります。面積要件についてですが、申請地は50アールをクリアしており、また、周辺地域に

おける農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他参考となる事項として、営農計画はカボチャ、トウモロコシ、ニンジン、ハウレンソウを予定しており、通作距離は自宅から約4キロメートル、車で約10分であります。出荷先は、働いている農業関連の会社となっております。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

○川野会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。森主査補、お願いいたします。

○森主査補

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字南中道、地目、畑、面積965平方メートル。転用目的、長屋住宅1棟用地。転用事由、アパート経営により安定した収入を得たい。農地の区分は、第1種住居地域内にある農地の理由から、第3種農地と判断されます。

続きまして、番号2、所在、八街字鍵袋、地目、畑、面積1,070平方メートルのうち242.84平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1万2,054平方メートルのうち2,999.64平方メートル。転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由、当該申請地に太陽光

発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得たい。農地の区分は、10ヘクタールの広がりが見られる優良農地内に存在する農地の理由から、第1種農地と判断されます。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。1番、宮部委員、お願いいたします。

○宮部委員

議案第2号、1番について、調査報告をいたします。

立地基準ですが、申請地は八街駅より南800メートルくらいに位置し、進入路は八街市道に面しており、確保されております。農地性ですが、申請地は住宅密集地に隣接する用途地域内であるため、事務指針28ページ、④、b、(ウ)に該当する第3種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、長屋住宅1棟分用地として965平方メートルが申請されております。隣地には平成21年度に共同住宅を建設しており、その事業拡大のため及び土地の有効利用を考え、長屋住宅を申請したということです。

隣地に対する被害防除対策ですが、土砂の流出を防止するため、境界はブロック積み防止とするということです。また、周辺の農地に対する影響ですが、建設者自身の農地であり、20メートルくらいも離れておりますので、影響はありません。

用水につきましては市営水道を利用し、雨水につきましては敷地内浸透柵を設け敷地内処理するというものです。また、汚水につきましては、公共下水道に接続し処理するというものです。申請地には、小作人等の支障となるものはありません。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、本案件は問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○川野会長

次に、2番、栗原委員、お願いいたします。

○栗原委員

議案第2号、2番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅から西へ約3キロメートルに位置し、進入路は確保されております。農地性としては、10ヘクタール以上の農地の広がりが見られるため、第1種農地と判断いたしました。しかし、権利者は申請地の近接に居住しており、事務指針31ページの②の㉔の(エ)に該当するため、許可することが可能であると判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光発電施設用地ということですが、太陽光パネル600枚を設置するための申請面積は2,999.64平方メートルであり、面積妥当と思われま

す。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地は、小作人等、権利設定に対して支障となるものはありません。

事業計画ですが、野立て方式の太陽光パネルを設置し、周辺は権利者の農地であります、フェンスを設置する予定です。雨水は敷地内で自然浸透させる予定です。権利者は農業以外に農地を活用する方法として太陽光事業により収益を得ようとする計画を立て、妥当性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、本案件は何ら問題ないものと思われま。以上で調査報告を終わります。

○川野会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。
(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。
議案第2号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。
次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。
次に、議案第3号、農地法第5号の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局、説明願います。森主査補、お願いいたします。

○森主査補

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。
番号1、区分、売買、所在、文違字文違野、地目、畑、面積330平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、実家で両親と同居しているが、子どもの入学を機に独立のため、当該申請地に専用住宅を建築したい。農地の区分は、10ヘクタールの広がりが見られる優良農地内に存在する農地の理由から、第1種農地と判断されます。

次に、番号2及び番号3を一括してご説明いたします。

まず、番号2、区分、売買、所在、八街字新氷川小路、地目、畑、面積7,828平方メートル。次に、番号3、区分、売買、所在、八街字新氷川小路、地目、畑、面積396平方メートル。以上2件の転用目的、建て売り分譲住宅21棟用地。以上2件の転用事由、建て売り分譲住宅21棟の建築販売。農地の区分は、第2種中高層住居専用地域内にある農地の理由から、第3種農地と判断されます。

なお、本案件は、1,000平方メートル以上の土地に対する建築行為となります。これは開発行為に該当し、都市計画法との調整が必要となりますので、その旨を意見に付することが

妥当と思われます。

続きまして、番号4、区分、売買、所在、朝日字梅里、地目、畑、面積991平方メートル。転用目的、駐車場用地。転用事由、現在、コンビニエンスストアを運営しているが、駐車場が手狭なため、当該申請地を駐車場として拡張したい。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

続きまして、番号5、区分、売買、所在、富山字富山、地目、畑、面積165平方メートル。転用目的、駐車場用地。転用事由、現在、申請地の隣接地に居住しているが、駐車場が不足しているため、当該申請地を駐車場として利用したい。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

続きまして、番号6、区分、使用貸借、所在、大木字花見台、地目、畑、面積5,179平方メートルのうち277.78平方メートル。転用目的、太陽光発電施設兼車庫用地。転用事由、現在、申請地の隣接地に居住しているが、当該申請地に車庫を設置し、あわせて車庫の屋根に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得たい。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

続きまして、番号7、区分、売買、所在、八街字神林、地目、畑、面積730平方メートル。転用目的、車両置き場用地。転用事由、現在、運送業を営んでいるが、八街市近隣の業務が多いため、当該申請地を営業所を兼ねた車両置き場として利用し、業務の効率化を図りたい。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号8、区分、使用貸借、所在、東吉田字和田、地目、畑、面積3,367平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積3,709平方メートル。転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得たい。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

続きまして、番号9、区分、賃貸借、所在、沖字南沖、地目、畑、面積1,127平方メートル。転用目的、資材置き場用地。転用事由、現在、申請地の隣接地で飼料の加工及び販売業を営んでいるが、飼料置き場が手狭なため、当該申請地を置き場として拡張したい。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

続きまして、番号10、区分、売買、所在、山田台字山田台、地目、畑、面積2,006平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,152平方メートル。転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得たい。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。1番、中川副部長、お願いいたします。

○中川副部長

それでは、議案第3号、1番の調査報告をいたします。

申請地は、市役所より北へ約1.2キロメートルに位置し、公衆用道路に面しており、進入路は確保されております。敷地造成は、現状地番のまま整地、転圧し、外周に土留めブロック1、2段を設置するとのことです。農地区分は、事務指針31ページ、②の㊦の(エ)に該当するため、第1種農地と判断いたしました。

計画面積は330平方メートル、資金は自己資金。用水は八街市水道、排水は敷地内自然浸透処理、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝に放流。被害防除対策は、農地に接する外周には、先ほどと同じ土留めコンクリートブロック1、2段を設置し、土砂の流出を防ぐ。また、周辺は権利者の畑でありますので、特に問題ないと思います。

以上で報告を終わります。

○川野会長

次に、2番、3番を長谷川委員をお願いいたします。

○長谷川委員

議案第3号の2番と3番は関連しておりますので、一括して調査報告を申し上げます。

まず、立地条件ですが、申請地は八街駅から北西へ約1キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、用途地域内の農地であるため、事務指針の28ページの4のbのウに該当するため、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は建て売り分譲住宅21棟用地ということですが、申請面積は、建て売り分譲部分7,828平方メートル、進入路部分396平方メートルであり、住宅棟数の関係においても面積妥当と思われます。資金につきましては、自己資金及び借入金にて賄う計画となっております。申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

事業計画ですが、用水は公営水道、汚水、雑排水は公共下水道、雨水は各戸に浸透槽を設置し、流出抑制後放流の計画です。畑の砂が住宅地へ侵入しない対策として、ブロックの3段積みを行い、住宅地から土砂流出防止兼用となっております。事業区域内に公園を設置し、街区道路は幅員6メートルを計画しております。また、本事業は、開発行為による事業です。

権利者は、当該申請地が八街駅から十分徒歩圏内にあり、公共下水道も整備されており、戸建て住宅に適していると判断したため、本申請に至っております。また、千葉市や佐倉市を中心に宅地造成等の実績が数多く、信用性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○川野会長

次に、4番、5番、小山委員、お願いいたします。

○小山委員

議案第3号、4番。申請地は市役所より東へ約3キロメートルに位置し、県道に面しています。資金は自己資金、農地性は第2種農地と判断しました。防除被害対策は、ブロックを設け、土砂流出を防ぎます。隣接農地はありません。用水は井戸、雨水は敷地内処理。これらのことから、特に問題ないと思います。

続いて、5番です。申請地は市役所より西へ約1.7キロメートルに位置し、市指定道路に接しています。農地性ですが、第2種農地と判断いたしました。資金は自己資金、被害防除は、外周部にブロック積みをし、土砂の流出を防ぎます。隣接農地は義務者本人のものであり、問題ありません。用水はなし、汚水、雑排水もありません。雨水は、砕石を敷き浸透させる。以上のことから、問題ないと思います。

以上です。

○川野会長

次に、6番、石井委員、お願いいたします。

○石井委員

それでは、議案第3号、番号6、農地法5条、許可申請についての調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅より南東方向へ約2キロメートル、国道409号線木原入り口交差点から市道300メートルの地点に位置し、指定道路を通り進入路は確保されております。農地性としては、用途地域外にある小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当する第2種農地と判断いたしました。代替性はないものと思われます。

一般基準ですが、申請面積は5,179平方メートルのうち277.78平方メートルであります。事業計画として、平家建ての車庫の上に太陽光発電施設を設置するという予定ですので、面積妥当だと思われます。

事業計画であります。再生可能エネルギーによる生活をしたいためと、売電収入を副収入にしたいということで、平家建ての車庫、車3台分を3棟、車約9台分を、家族、両親及び来客用として使用する予定である。その上に、車庫の屋根に太陽光発電施設、それは、軽量鉄骨造の架台約3台を設置し、パネルは90枚の予定だそうです。

造成計画は、埋め立ては行われず、敷地内の切り土、盛り土工事のみで整地をするそうです。

土地選定理由としては、申請地は父親から使用貸借して既存住宅に隣接しているためと、ほかに用地がないために設定したとのことでした。

資金は借入金で賄い、あと、防除対策ですが、申請地は父親の土地であり、周辺農地の営農条件への支障はないものと思われます。用水、上下水道等は利用せず、雨水は自然浸透式にて処理、雑排水は生じないとのことでした。また、申請地は土地改良事業受益地ではありません。

以上のことから、申請地は立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題はないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○川野会長

次に、7番、栗原委員、お願いいたします。

○栗原委員

議案第3号、7番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅から西南へ約4.5キロメートルに位置し、県道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は車両置き場用地ということですが、申請面積は730平方メートルであり、面積妥当だと思われます。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地には、小作人等、賃借権設定に対して支障となるものはありません。

事業計画ですが、権利者は運送業であり、申請地は碎石舗装を施工し、車両置き場用地として利用したいとのことであり、利便性や必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○川野会長

次に、8番、井口委員、お願いいたします。

○井口委員

議案第3号、番号8、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅から南へ約3.2キロメートルに位置し、周辺は住宅地で、市指定道路からの進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、太陽光発電施設用地ということで、太陽光パネル396枚を設置するための面積は3,709平方メートルであり、面積は妥当と思われます。資金につきましては、借入金にて賄う計画となっております。申請地には、小作人等の権利設定はなく、土地改良受益地でもありません。

事業計画ですが、用水は使用せず、雨水は敷地内自然浸透です。周囲にはコンクリートブロック積みとフェンスを設置し、隣地への雨水等の防止するとのこと。権利者は家族である義務者の土地を利用して、今後、太陽光発電による収益を図っていることから、事業の妥当性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○川野会長

次に、9番、林副部長、お願いいたします。

○林副部長

それでは、議案第3号の9番について調査報告を申し上げます。

まず、立地基準であります。市役所より南へ10キロメートル地点に位置しております。進入路は公道及び既存施設内を通過して確保されております。農地区分ではありますが、事務指針29ページ、⑤のbに該当するため、第2種農地と判断いたしました。代替性はないと思われま

す。次に、計画面積であります。飼料置き場として適当であると思われま

す。資金面につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請に係る事業内容が法人登記簿謄本等において定められた目的、または業務の範囲に適合すると思われま

す。許可後は速やかに申請どおり行うものと思われま

す。申請に係る農地以外の土地は、既存の施設が隣接でありますので、利用できると思われま

す。申請地における小作人はございません。周辺農地の営農条件への支障でございますが、飼料置き場として営農条件の周辺農地への支障はないものと思われま

す。申請地は土地改良受益地ではありません。

以上のことから、何ら問題ないものと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

○川野会長

次に、10番、森副部長、お願いいたします。

○森副部長

それでは、議案第3号、10番の農地法第5条による許可申請について調査報告をいたしま

す。まず、立地基準ですが、市役所より南に13キロメートル、山田台交差点より二州小学校方面に200メートルの左側、県道に面しており、進入路は確保されております。

次に、農地区分ですが、事務指針29ページ、⑤のbに該当するため、第2種用地と判断いた

しました。次に、一般基準ですが、申請地に太陽光発電装置の計画で、ソーラーパネル960枚、198キロワットの発電量の面積で、面積3,152平方メートルは適正と思われま

す。資金については、全面自己資金だそうです。被害防除計画ですが、用水、汚水、雑排水はありません。雨水は自然浸透で、土砂の流出もありません。

次に、防災計画ですが、周囲にフェンス1.5メートルの高さに設置し、境界も確保し、他の侵入を防ぐ予定だそうです。周囲に通風、日照の影響もありません。

以上の調査結果により、何ら問題ないものと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

○川野会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、都市計画法との調整を条件に原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、3番について、都市計画法との調整を条件に原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、5番については許可相当で決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、6番については許可相当で決定いたします。

次に、7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、7番については許可相当で決定いたします。

次に、8番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、8番については許可相当で決定いたします。

次に、9番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、9番については許可相当で決定いたします。

次に、10番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、10番については許可相当で決定いたします。

会議中ではございますが、ここで10分間の休憩をいたします。

休憩 午後3時52分

再開 午後4時08分

○川野会長

会議を再開いたします。

議案第4号、農用地利用集積計画の承認についての1番、2番を議題といたします。

この案件につきましては、関口委員に関連しますので、農業委員会法第24条第1項の規定により、関口委員の退席を求めます。

(関口委員 退場)

○川野会長

事務局の説明を願います。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、平成26年3月13日付で八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、滝台字丹尾台、地目、畑、面積640平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積7,419平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、再設定です。

番号2、所在、滝台字丹尾台、地目、畑、面積1,983平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、再設定です。

なお、ただいまご説明いたしました番号1から2までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑がないようでございますので、お諮りいたします。

議案第4号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたし

ます。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については承認することに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、2番については承認することに決定いたします。

関口委員の着席を許します。

(関口委員 入場)

○川野会長

次に、議案第4号、3番から21番までを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

続きまして、番号3、所在、滝台字丹尾台、地目、畑、面積1,983平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,966平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、再設定です。

番号4、所在、勢田字上、地目、田、面積1,254平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、新規です。

番号5、所在、朝日字梅里、地目、畑、面積2,062平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、再設定です。

番号6、所在、朝日字梅里、地目、畑、面積1,983平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積5,949平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、再設定です。

番号7、所在、文違字文違野、地目、畑、面積1万4,864平方メートルのうち8,000平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は4年11カ月、再設定です。

番号8、所在、榎戸字上かわらめき、地目、畑、面積4,165平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年9カ月、新規です。

番号9、所在、榎戸字堤向、地目、畑、面積3,627平方メートルほか6筆、計7筆の合計面積8,711平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は4年11カ月、新規が4筆、再設定が3筆です。

番号10、所在、大谷流字深田、地目、田、面積436平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,427平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、再設定です。

番号11、所在、砂字瀬田入、地目、畑、面積5,239平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規です。

番号12、所在、滝台字丹尾台、地目、畑、面積1,983平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積7,932平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は4年11カ月、再設定で

す。

番号13、所在、沖字東沖、地目、畑、面積1,983平方メートルほか16筆、計17筆の合計面積2万6,341平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、再設定です。

番号14、所在、四木字西四木、地目、畑、面積1,983平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積5,949平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は10年、新規です。

番号15、所在、砂字釜ヶ上、地目、畑、面積2,773平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積8,167平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は10年、新規です。

番号16、所在、滝台字滝台、地目、畑、面積651平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積4,198平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は3年、新規です。

番号17、所在、滝台字太郎坊、地目、畑、面積1,983平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積5,949平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は10年、新規です。

番号18、所在、沖字東沖、地目、畑、面積1,213平方メートルほか5筆、計6筆の合計面積1万269平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は5年、再設定です。

番号19、所在、沖字東沖、地目、畑、面積750平方メートルほか7筆、計8筆の合計面積1万4,401平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は5年、再設定です。

番号20、所在、朝日字松里、地目、畑、面積1,785平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は2年、再設定です。

番号20、所在、朝日字竹里、地目、畑、面積464平方メートルほか5筆、計6筆の合計面積6,628平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は2年、再設定です。

なお、ただいまご説明いたしました番号3から21までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号、3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、3番については承認することに決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、4番については承認することに決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、5番については承認することに決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、6番については承認することに決定いたします。

次に、7番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、7番については承認することに決定いたします。

次に、8番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、8番については承認することに決定いたします。

次に、9番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、9番については承認することに決定いたします。

次に、10番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、10番については承認することに決定いたします。

次に、11番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、11番については承認することに決定いたします。

次に、12番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、12番については承認することに決定いたします。

次に、13番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、13番については承認することに決定いたします。

次に、14番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、14番については承認することに決定いたします。

次に、15番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、15番については承認することに決定いたします。

次に、16番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、16番については承認することに決定いたします。

次に、17番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、17番については承認することに決定いたします。

次に、18番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、18番については承認することに決定いたします。

次に、19番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、19番については承認することに決定いたします。

次に、20番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、20番については承認することに決定いたします。

次に、21番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、21番については承認することに決定いたします。

次に、議案第5号、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認について、議案第6号、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認についてを、関連しておりますので、一括議題といたします。

菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、議案第5号、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認について及び平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認についてご説明いたします。

なお、2件の議案は関連しておりますので、一括でご説明いたします。

それでは、お手元の別冊資料をご覧くださいと思います。

議案第5号、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の1ページ、1、法令事務に関する点検の中の1については、総会等の開催及び議事録の作成について記載しております。

続きまして、2ページをお願いします。2、事務に関する点検の中では、（1）で農地法第3条に基づく許可事務、（2）では農地転用に関する事務について記載しております。

なお、1と2に、（1）と（2）のそれぞれの1年間の処理件数は今年の2月末現在のものを記載しておりますので、3月末に改めて集計を行い、その結果をホームページに公表する予定でございます。

次の3ページについてですが、（3）は農業生産法人からの報告への対応について、（4）は情報の提供者等について、そして4ページの農用地利用集積計画の決定については、点検項目と実施状況の具体的な内容について、それぞれ記載いたしました。

なお、4ページの見出しの農用地利用集積計画の下に括弧書きをされている1年間の処理件数59件、うち決定59件の数字につきましても、今年の2月末現在のものですので、この数字も3月末に再集計を行い、その後、ホームページに記載したいと考えております。

次の5ページ、（5）は地域の農業者等からの意見等の欄で、ご意見をいただいた場合はこちらの表を作成いたします。

続きまして、6ページをお願いします。2の法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価になります。ここでは市内の農地の現状と遊休農地に対する平成25年度の目標と実績、その達成に向けた活動などについて記載しております。

次の7ページ、3、促進等事務に関する評価についてですが、認定農業者の状況と、平成25年度における目標及び実績とその達成に向けた活動計画について記載しております。

次の8ページ、2、担い手への農地の利用集積についてですが、（1）の現状ですが、ここでは平成26年2月現在の数字を記載しております。

続きまして、9ページ、3、違反転用への適正な対応。ここでは違反転用の状況と違反転用に対する平成25年度の目標及び実績、その達成に向けた活動等について記載いたしました。

以上が議案第5号の説明になります。

引き続き、関連の議案第6号についてご説明いたします。もう一つの綴りをご覧ください。

議案第6号、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認についてでございます。

記載内容については、ただいま議案第5号で説明いたしました平成25年度の活動実績など

をもとに作成したもので、1ページから4ページまででございます。

内容は、1として法令事務、遊休農地に関する措置について、2として促進等事務について、それぞれ記載しております。

2の中の1点目として、認定農業者等担い手の育成及び確保について、2点目は、担い手への農地の利用集積について、3点目は、違反転用への適正な対応についての目標や活動計画に関することとなります。

なお、今後の予定ですが、本件についてご承認いただいた後、30日間の期間を設定し、本件議案内容を市のホームページに公表し、意見募集をいたします。その後、募集意見を踏まえまして本件の修正を行い、5月の総会で再度、修正案のご承認をいただきたいと考えております。そして、その承認案については、国へ報告を行うこととなっております。

なお、委員の皆様にご意見がございましたら、募集期間内に意見の提出をお願いしたいと思います。

以上です。審議のほどよろしく申し上げます。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。何かご質問ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

なければ、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。

次に、報告第1号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、報告第1号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知についてご報告いたします。

番号1、所在、八街字藤株、地目、畑、面積4,254平方メートルのうち3,000平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1万41平方メートル。合意の成立日、土地引き渡し時期、ともに平成26年3月7日。

以上です。

○川野会長

これは報告事項ですので、事務局の説明をもって承認願います。

以上で本日の審議すべき案件は全て終了いたしました。

ご苦労さまでした。

○麻生事務局長

閉会を宣す。（午後4時32分）

議事録署名人

議 長

2 番

3 番